

福岡市保健福祉総合計画(案)の概要

目次

第1編 序論

第1部 計画の策定にあたって

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 計画の策定根拠と計画期間
- 第3章 計画の位置づけ

第2部 計画策定の背景

- 第1章 国と福岡市の動向
- 第2章 市民の意識
- 第3章 前計画の振り返り

第2編 総論

第1部 計画がめざすもの

- 第1章 計画の基本理念
- 第2章 10年後のあるべき姿(2025年を見据えた目標像)
- 第3章 政策転換(新たな発想による政策の推進)

第2部 政策転換による基本的方針

- 第1章 施策の方向性
- 第2章 担い手の役割
- 第3章 主要な成果指標

第3編 各論

- 第1部 地域分野(地域福祉計画を含む)
- 第2部 高齢者分野(老人福祉計画を含む)
- 第3部 障がい者分野(障害者計画を含む)
- 第4部 健康・医療分野

第4編 計画の推進方策

- 第1部 計画の進行管理と方法
- 第2部 重点施策と成果指標一覧

第1編 序論

- 計画策定の前提となる根拠法や計画期間などのほか、計画策定の背景として、全国的な人口減少問題や社会保障制度改革などの動向、福岡市の高齢者数・障がい者数の推移など保健福祉関連の各種データ、福岡市の財政状況等を記載します。

第2編 総論

- 本計画の基本理念と基本理念を踏まえた近い将来の具体的な目標像として、新たに「10年後のあるべき姿^{※1}」を示すとともに、あるべき姿を実現するために取り組む「政策転換^{※2}」の考え方を示します。
- また、政策転換を行い、推進する施策の方向性を「3つの方向性^{※3}」として定め、本計画で推進する代表的な「推進施策^{※4}」を掲げます。

※1 「10年後のあるべき姿」(P47)

- ①生涯現役社会
- ②「地域の力」・「民間の力」が引き出される社会
- ③福祉におけるアジアのモデルとなる社会

※2 「政策転換」(P48)

これまでに経験したことのない超高齢社会の到来に備え、限りある資源を最大限に活用するよう、選択と集中によって市民にとって必要度の高い施策へと転換を図ることであり、本計画の基本となる考え方です。

※3 「3つの方向性」(P55)

- ①自立の促進と支援
- ②地域で生活できる仕組みづくり
- ③安全・安心のための社会環境整備

※4 「推進施策」(P56～P58)

- | | |
|----------------|----------------------------|
| ①社会参加活動の支援 | ⑨障がい特性等に配慮した総合的な支援 |
| ②健康づくり・介護予防 | ⑩人材育成 |
| ③相談体制の充実と自立の支援 | ⑪公共施設・公共交通機関の整備 |
| ④差別解消 | ⑫住環境整備 |
| ⑤権利擁護 | ⑬ICT（情報通信技術）の活用等 |
| ⑥地域単位の支え合い | ⑭医療体制、健康危機管理体制の充実及び生活環境の向上 |
| ⑦地域包括ケアシステムの構築 | ⑮持続可能な社会保障制度の維持 |
| ⑧認知症対策 | |

第3編 各論

- 地域分野、高齢者分野、障がい者分野、健康・医療分野の4部構成とする予定です。それぞれ、各専門分野の法定計画を含むもので、柱立てや記載内容等の詳細は、今後、各分科会でご審議いただきます。

※各論の審議経過を反映し、総論に記載している文案は、改めて検討する予定です。